

# お知らせ

## 外国人住民の方の登録制度が変わります

平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止され、外国人住民の方も日本人と同様に住民票が作成されます。

### 【主な変更点】

◆外国人住民の方にも住民票が作成されます

住民票に登録された外国人住民の方は、日本人と同様に住民票の写しの交付が可能となります。

◆「外国人登録証明書」に替わり「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます

中長期在留者には在留カード、特別永住者には特別永住者証明書が交付されます。現在お持ちの外国人登録証明書は、一定期間「在留カード」または「特別永住者証明書」としてみなされますが、順次切替え手続きが必要です。

◆市外に引っ越すときの住所変更の手法方法が変わります

山武市で転出届を行い、「転出証明書」の交付を受け、新住所地の市役所等で転出証明書と在留カードまたは特別永住者証明書を持参して転入届を行います。ま



た、国外に転出する場合も転出届が必要になります。

### 新制度の対象になる方

観光などの短期滞在者等を除いた、適法に3カ月を超えて在留する外国人であって、住所を有する方について住民票を作成します。

- ① 中長期在留者  
(在留カード交付対象者)
- ② 特別永住者
- ③ 一次庇護許可者または仮滞在許可者

④ 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

※在留資格が短期滞在の方や法施行時(平成24年7月9日)に在

留資格がない方は住民票が作成されません。また、外国人住民票が作成されない方の印鑑登録は、新制度の開始をもって廃止されます。

### 新制度手続き期間・場所

○中長期在留者の方

新制度後は各種手続の場所が変わります。

**入国管理局** 在留資格の変更、在留期間の更新、在留カードの更新、氏名や国籍等の変更手続  
**山武市役所(本庁および出張所)** 住所の変更手続

年齢	在留資格	現在の外国人登録証明書が、みなし留カードとして使える期間
16歳以上の方	永住者	平成27年(2015年)7月8日まで
	永住者以外	在留期間の満了日
16歳未満の方	永住者	平成27年(2015年)7月8日または16歳の誕生日のどちらか早い方の日
	永住者以外	在留期間の満了の日または16歳の誕生日のどちらか早い方の日

みなし留カードとして使える期間内に、入国管理局で切替手続きを行ってください。

○特別永住者の方

特別永住者の方の各種手続場所は、左記のとおりです。

**山武市役所(本庁のみ)**

特別永住者証明書の更新、氏名や国籍の変更手続

**山武市役所(本庁および出張所)**

住所の変更手続

年齢	現在の外国人登録証明書が、みなし特別永住者証明書として使える期間
16歳以上の方	平成27年(2015年)7月8日または外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間の始期のどちらか遅い方の日
16歳未満の方	16歳の誕生日

みなし特別永住者証明書として使える期間内に、山武市(本庁のみ取扱)で特別永住者証明書へ切替手続きを行ってください。

問 外国人在留総合インフォ

メーションセンター

(平日午前8時30分)

午後5時15分)

☎(0570)013904

☎03(5796)7112

市民課窓口サービス係

☎(80)1141